

第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会

# 第2回 常任委員会



# JAPAN GAMES

日 時 : 令和8年6月5日(金) 15:00  
場 所 : 駒ヶ根市役所 第2会議室

行こう。それぞれの頂へ。



2028  
信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

# 目次・次第

## 1 開会

## 2 委員長あいさつ

## 3 成立宣言

## 4 報告事項

報告第 1号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会委員等の変更および補充について……1

## 5 審議事項

議案第 1号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市広報基本計画（案）……………2

議案第 2号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市市民協創基本計画（案）……………3

議案第 3号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市歓迎接待基本計画（案）……………4

議案第 4号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市競技運営基本計画（案）……………5

議案第 5号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市式典基本計画（案）……………6

議案第 6号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市宿泊基本計画（案）……………7

議案第 7号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市医事衛生基本計画（案）……………8

議案第 8号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市輸送交通基本計画（案）……………9

議案第 9号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市警備消防防災基本計画（案）……………10

《参考資料》……………11

## 6 その他

## 7 閉会

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会委員等の変更および補充について

第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会第2回総会の日から、令和8年6月5日までの間における委員等の変更および補充について、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会会則第8条第2項および第3項の規定に基づき報告します。

## 【委員】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
国土交通省天竜川上流河川事務所	所 長	赤沼 隼一	吉田 佳治
長野県伊那建設事務所	所 長	矢口 大輔	川上 学
駒ヶ根警察署	署 長	浅岡 真	高田 博和
駒ヶ根市内小中学校長会	会 長	佐々木 英明	太田 聖尚
駒ヶ根市 PTA 協議会	会 長	伊沢 広海	木村 幸生
長野県看護大学	学 長	安田 貴恵子	大塚 真理子
障がい者スポーツ支援センタ駒ヶ根	主任指導員	加藤 未有	吉田 博明
(一社)駒ヶ根青年会議所	理 事 長	桃沢 拓也	伊藤 航
駒ヶ根建設業組合	組 合 長	山浦 正貴	矢澤 弘幸
駒ヶ根市水道指定店組合	組 合 長	高橋 孝幸	田中 清志
上伊那医師会 南部常会	代 表	土金 彰	松田 あずさ
(公社)長野県看護協会 伊那支部	支 部 長	三村 ふき	向村 いつみ
伊南乗用自動車有限会社 丸八タクシー	専 務	久保田 幸司	久保田 武彦
駒ヶ根市区長会	会 長	加治木 今	三原 一高
駒ヶ根市分館長主事会	赤穂地区会長	六波羅 正	鳶寄 守夫
駒ヶ根市分館長主事会	中沢地区会長	中山 薫	竹村 淳
駒ヶ根市分館長主事会	東伊那地区会長	下島 豊一	赤羽 敏彦
高齢者クラブ	会 長	森脇 正和	清水 春雄
駒ヶ根市食生活改善推進協議会	会 長	那須野 範子	村上 美春
上伊那広域消防本部 伊南北署	署 長	小林 啓志	小嶋 守
駒ヶ根市	民生部長	入谷 吉博	北原 純
駒ヶ根市	議会事務局長	車田 庄治	下平 和弘

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市広報基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」に対する市民の参加意欲や機運を高めるため、信州やまなみ国スポ 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、積極的かつ効果的な広報活動を展開するとともに、自然、歴史、文化、産業など本市の様々な魅力を駒ヶ根市ブランドとして発信することを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 大会の愛称、スローガン等による広報活動

大会を象徴する愛称、スローガン、県PRキャラクター、こまかっぱ等を様々なシーンで活用し、市民への周知と機運を高める。

- ア 愛称、スローガンの活用および普及（公共施設等の懸垂幕等の掲示、イベント時の活用等）
- イ 県PRキャラクターの活用および普及
- ウ イメージソング、ダンスの活用および普及
- エ こまかっぱの大会用デザインの活用および普及

## (2) 各種広報物品等による広報活動

広報物品の作成、県実行委員会の広報物品や既存広報誌等を活用した積極的な広報活動を展開する。

- ア 広報こまがねをはじめとする関係機関の刊行物への掲載
- イ 信州やまなみ国スポ広報誌「○○！！」の活用
- ウ ポスター、パンフレット等の作成
- エ 広報グッズの作成等

## (3) 多彩なメディアによる広報

多彩なメディア関係機関と連携し、広範囲に迅速かつタイムリーな情報発信を行う。

- ア 新聞、テレビ等の活用
- イ みなこいテレビ(CEK)、市公式ウェブサイト、SNS 等による情報発信

## (4) イベントによる広報

大会開催までの期間に、機運を高めるイベントを開催するとともに、既存の各種イベントとの連携を図り、積極的な広報活動を展開する。

- ア イベントの開催
- イ 市、各種団体等の主催イベントとの連携やコラボレーション等

## (5) 大会報告書等による広報

大会の準備経過、開催状況、競技記録等の成果を記録にとどめるため、報告書やデジタルアーカイブとして作成する。

- ア 大会報告書の作成
- イ 大会の準備経過、開催状況、競技記録等の各シーンのデジタルアーカイブの作成

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市市民協創基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」の成功に向け、信州やまなみ国スポ大会駒ヶ根市開催基本方針および開催推進総合計画に基づき、市民の積極的な参加により、大会を盛り上げることを通じて、市民がともにつながり、ともに創る「市民総参加」のまちづくりの推進に資することを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) スポーツで駒ヶ根市を元気にする大会

市民一人ひとりが、「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツの関わり方を通じて、日常的な行動につながるきっかけとなる運動を展開する。

ア 全ての選手に対する温かい声援と熱い応援

イ 大会の関連イベントへの参画やデモンストレーション競技の積極的な参加や経験

## (2) 市民が主体的に関わり、創り上げる大会

市民、関係団体、行政等が一体となり、様々なかたちで大会をサポートし、大会に関わった全ての人々が喜びと感動を共有する。

ア 大会の関連イベントへの参画やデモンストレーション競技の積極的な参加や体験

イ 大会運営のサポートやボランティア活動への参画

## (3) おもてなしの心をかたちにし、地域の活性化につなげる大会

アスリートや関係者の方々をまごころと思いやりをもってお迎えし、ふれあいを深めるとともに、本市の地域資源やブランドをアピールし、スポーツツーリズムの促進と地域の活性化につなげる。

ア 笑顔で親しみのある親切な対応

イ 花いっぱい運動など県民運動との相互連携や手づくり活動の促進

ウ 本市の歴史や文化などの駒ヶ根ブランドの情報発信

## 【市民協創基本計画】

きょうそう  
**協創** … 複数の人や組織が協力し合って、新しい成果を生み出すことです

・「協」という漢字には、「力を合わせる」「助け合う」という意味があり、連携や役割分担を前提とした活動です

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市歓迎接伴基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」に参加する選手・監督、競技役員その他大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎接伴については、信州やまなみ国スポ 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、本市の様々な魅力やブランドに触れていただき、心のこもったおもてなしで歓迎することを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 歓迎装飾の設置

大会参加者等を歓迎するとともに、大会関係に向けた機運や歓迎意識の高揚を図るため、競技会場、主要駅その他必要な場所での歓迎装飾を行う。歓迎装飾については、市民や子どもたちの応援メッセージなどの工夫を凝らすものとする。

## (2) 案内所の設置

大会参加者等の利便性を高めるため、競技会場、主要駅、駐車場など必要な場所に案内所を設置し、競技、交通、宿泊、観光などの案内を行う。

## (3) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、市民等との交流の場として、競技会場に休憩所を設置する。

## (4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性を向上するとともに、本市の特産物等の紹介、販売促進および観光案内のため、競技会場に売店等を設置する。

## (5) 接遇意識の高揚

大会参加者等が、本市をまた訪れていただけるような心のこもった「おもてなし」をできるよう、関係機関および市民団体等と連携しながら、接遇意識の高揚を図る。

## 【歓迎接伴基本計画】

<sup>せつばん</sup>  
**接伴** …… 客を「おもてなし」することです

- ・一般的に使われる「接待」とほぼ同じです
- ・特に、**国スポ**などのスポーツ大会や式典において、来賓や選手団を温かく迎え入れてサポートすることです

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市競技運営基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会において、本市で開催する競技会については、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、長野県、競技団体、関係機関および関係団体等（以下「県等」という。）と緊密に連携し、競技会の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 競技会の運営

競技会の運営については、県等と緊密に連携し、相互に協力して関連する業務を円滑に運営できる体制を構築する。また、選手がリラックスしてプレーに集中できるよう、その環境に配慮する。

## (2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議の上、適切な配置を行う。

## (3) 競技会場および練習会場の確保・整備等

競技会場および練習会場の確保・整備については、県、競技団体および施設管理者等と十分協議の上、計画的かつ効率的に行う。

## (4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体および施設管理者等と十分協議の上、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準に基づき、現有する用具を活用しつつ、計画的かつ効率的に行う。

## (5) 競技記録

競技記録の情報収集および速報については、県等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制を確立する。

## (6) リハーサル大会等の開催

リハーサル大会等の開催に際しては、競技会運営能力の向上を意識するとともに、市民等の機運の醸成を図り、県等と協力、連携して開催する。

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市式典基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会において、本市で開催する式典については、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫を凝らし記憶に残る温かみのある式典とすることを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 開始式

開始式の開催については、実施の有無を競技団体と協議し、実施する場合は、競技運営への影響やアスリートへの負担が掛からないように配慮し、簡素化に努めるものとする。

## (2) 表彰式

表彰式は、競技団体および関係機関等と協議、協力して開催するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した人と喜びを分かち合えるよう工夫して行うものとする。

## (3) 式典音楽等

式典に使用する音楽等は、CD 等の活用など簡素化に努めるものとする。

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市宿泊基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他大会関係者（以下「大会参加者」という。）を温かいおもてなしの心でお迎えし、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期することを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 宿舍

- ア 大会参加者の宿舍は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊をいう。以下同じ。）とする。
- イ 市内の旅館等で大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は、宿舍として利用しない。

## (2) 配宿

- ア 選手・監督および競技会に関わる役員の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舍は、原則として選手・監督とは別の宿舍とする。
- エ 大会参加者を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

## (3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

## (4) 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、信州の豊かな気候・風土に育まれた農畜水産物や多彩な食文化を取り入れた郷土食豊かなものを提供する。

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市医事衛生基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、競技役員その他大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事衛生については、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、安全を確保するとともに、より快適な環境で開催できるよう医療機関その他関係機関等と連携を強化する。また、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図ることを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 医療救護

大会参加者等の疾病や事故の発生に速やかに対処するため、医療機関その他関係機関等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および状況に応じた医療機関への移送などの医療救護体制を整える。

## (2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生およびまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫および衛生に対する意識の高揚を図る。

## (3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全に万全を期するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の高揚を図る。

## (4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関および関係団体等はもとより、市民の協力を得ながら、競技会場およびその周辺、主要駅等の清掃、衛生対策、廃棄物の適正な処理、リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の高揚を図る。

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市輸送交通基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、競技役員、視察員その他大会関係者（以下「大会参加者」という。）ならびに一般観覧者の円滑な輸送および交通を確保するため、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、交通事業者その他関係機関と連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用促進および交通安全の徹底に配慮した輸送交通体制の確立を図ることを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 輸送対策

## ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

## イ 計画輸送

競技会場、練習会場、宿泊施設への輸送において、公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送等必要な措置を講じる。

## (2) 交通規制

## ア 交通規制

大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

## イ 交通の整理誘導

大会参加者および一般観覧者の関係車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場、練習会場の周辺道路に案内標識を適宜掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

## (3) 駐車場対策

## ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場、練習会場、その周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

## イ 駐車場の利用

大会参加者の関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者の車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

## (4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市警備消防防災基本計画（案）

## 1 目的

第 82 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、競技役員、視察員その他大会関係者（以下「大会参加者」という。）ならびに一般観覧者の警備および消防防災に万全を期すため、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画に基づき、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応等について、消防、警察その他関係機関と連携し、警備および消防防災体制の確立を図ることを目的とする。

## 2 実施項目

## (1) 警備対策

ア 競技会場および練習会場（会場の駐車場を含む。）、宿泊施設ならびに沿道等（以下「競技会場等」という。）における事件および事故の防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中は、関係機関および関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

## (2) 消防防災対策

ア 競技会場等の火災、その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止および災害発生時の被害の軽減を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

## (3) 大規模災害・突発的重大事案対策

駒ヶ根市地域防災計画を踏まえ、大会期間中の競技会場等における大規模災害および突発的重大事案発生時には、関係機関および関係団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。

## (4) 関係機関等との連絡調整

警備および消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関および関係団体等と緊密な連携を図るとともに、連絡体制を確立する。

# 《參考資料》

## 第 82 回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会 委員及び役員等

順不同・敬称略 ◎会長 ○副会長 □監事

No	役職名	選出区分	役員	所属機関・団体	氏名	常任委員		
1		市長	◎	駒ヶ根市 市長	伊藤 祐三	●		
1	委員 (71名)	市議会関係 (4名)	○	駒ヶ根市議会 議長	氣賀澤 葉子	●		
2				駒ヶ根市議会 副議長	中島 和彦			
3				駒ヶ根市議会 総務産業委員長	小原 晃一			
4				駒ヶ根市議会 教育民生建設委員長	今堀 雷三			
5		市関係 (10名)		○	駒ヶ根市 副市長	小平 操	●	
6				○	駒ヶ根市 教育長	齊藤 博	●	
7					駒ヶ根市 総務部長	市村 義美		
8					駒ヶ根市 民生部長	入谷 吉博		
9					駒ヶ根市 産業部長	小原 昌美		
10					駒ヶ根市 建設部長	宮下 佳和		
11					駒ヶ根市 企画監	小林 幸夫		
12					駒ヶ根市 教育次長	赤羽 知道		
13					駒ヶ根市 議会事務局長	車田 庄治		
14					□	駒ヶ根市 会計管理者	横山 健	
15		国等関係 (2名)			国土交通省天竜川上流河川事務所 所長	赤沼 隼一		
16					JICA駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 所長	横田 隆浩		
17		県関係 (3名)			長野県伊那建設事務所 所長	矢口 大輔		
18					長野県伊那保健福祉事務所 所長	須藤 恭弘	●	
19					駒ヶ根警察署 署長	淺岡 真		
20		教育関係 (5名)			駒ヶ根市小中学校校長会 会長	佐々木 英明	●	
21					駒ヶ根市PTA協議会 会長	伊沢 広海		
22					長野県赤穂高等学校 校長	吉岡 和久	●	
23					長野県駒ヶ根工業高等学校 校長	功刀 裕	●	
24					長野県看護大学 学長	安田 貴恵子		
25		スポーツ関係 (6名)		○	駒ヶ根市スポーツ協会 会長	西村 稔	●	
26					長野県ホッケー協会 会長	佐々木 祥二	●	
27					駒ヶ根市ホッケー協会 会長	倉嶋 勇	●	
28					駒ヶ根市スポーツ推進委員 会長	梅澤 正春	●	
29					駒ヶ根市スポーツ少年団 本部長	菅沼 航		
30						障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根 主任指導員	加藤 未有	
31		産業・経済関係 (11名)		○	駒ヶ根商工会議所 会頭	春日 俊也	●	
32					駒ヶ根商工会議所 専務理事	池上 和広		
33					□	駒ヶ根商工会議所 事務局長	倉田 幸雄	
34						駒ヶ根商工会議所 支部長会 会長	福澤 明	

No	役職名	選出区分	役員	所属機関・団体	氏名	常任委員
35	委員 (71名)			商連こまがね 会長	森 智幸	
36				上伊那農業協同組合 駒ヶ根支所長	栗林 秀成	●
37				(一社)駒ヶ根青年会議所 理事長	桃沢 拓也	
38				駒ヶ根ライオンズクラブ 会長	小田切 さち子	
39				駒ヶ根ロータリークラブ 会長	田中 篤	
40				駒ヶ根建設業組合 組合長	山浦 正貴	
41				駒ヶ根市水道指定店組合 組合長	高橋 孝幸	
42		医療・福祉関係 (5名)		昭和伊南総合病院 院長	村岡 紳介	
43				上伊那医師会 南部常会 代表	土金 彰	●
44				(公社)長野県看護協会 伊那支部 支部長	三村 ふき	
45				駒ヶ根市赤十字奉仕団 委員長	金田 敏春	
46				(福)駒ヶ根市社会福祉協議会 会長	有賀 秀樹	●
47		宿泊・観光・衛生関係 (3名)		(一社)駒ヶ根観光協会 事務局長	小澤 一芳	●
48				早太郎温泉事業協同組合 理事長	宇佐美 誠	●
49				(公社)長野県栄養士会 伊那支部 支部長	清水 昭子	
50		通信・輸送・交通関係 (7名)		伊那バス株式会社 貸切事業部長	畑 政城	●
51				中央アルプス観光株式会社 代表取締役社長	森部 浩昌	
52				伊南乗用自動車有限会社 丸八タクシー 代表取締役専務	久保田 幸司	●
53				赤穂タクシー有限会社 代表取締役社長	坂元 洋	
54				こまくさ観光株式会社 代表取締役社長	岩本 光市	
55				日本郵便株式会社 駒ヶ根郵便局 局長	塩沢 直康	
56				上伊那貨物自動車株式会社 代表取締役社長	小池 長	
57		社会・福祉・環境関係 (10名)		駒ヶ根市区長会 会長	加治木 今	●
58				駒ヶ根市分館長主事会 赤穂地区会長	六波羅 正	
59				中沢地区会長	中山 薫	
60				東伊那地区会長	下島 豊一	
61				(公社)駒ヶ根伊南シルバー人材センター 理事長	林 憲明	
62				高齢者クラブ連合会 会長	森脇 正和	
63				ボーイスカウト長野県連盟 駒ヶ根第1団 団委員長	加治木 今	
64				ガールスカウト長野県 第32団 団委員長	岡田 敦子	
65				駒ヶ根市食生活改善推進協議会 副会長	那須野 範子	
66				花と緑と水の会 会長	小原 茂幸	
67		警備・消防関係 (5名)		駒ヶ根市消防団 団長	田中 良英	
68				上伊那広域消防本部 伊南北署 署長	小林 啓志	
69				駒ヶ根市防犯協会 副会長	鈴木 眞一郎	
70				駒ヶ根市青少年育成委員会 会長	熊谷 篤司	
71				伊南交通安全協会 駒ヶ根支会 支会長	小島 幸恵	

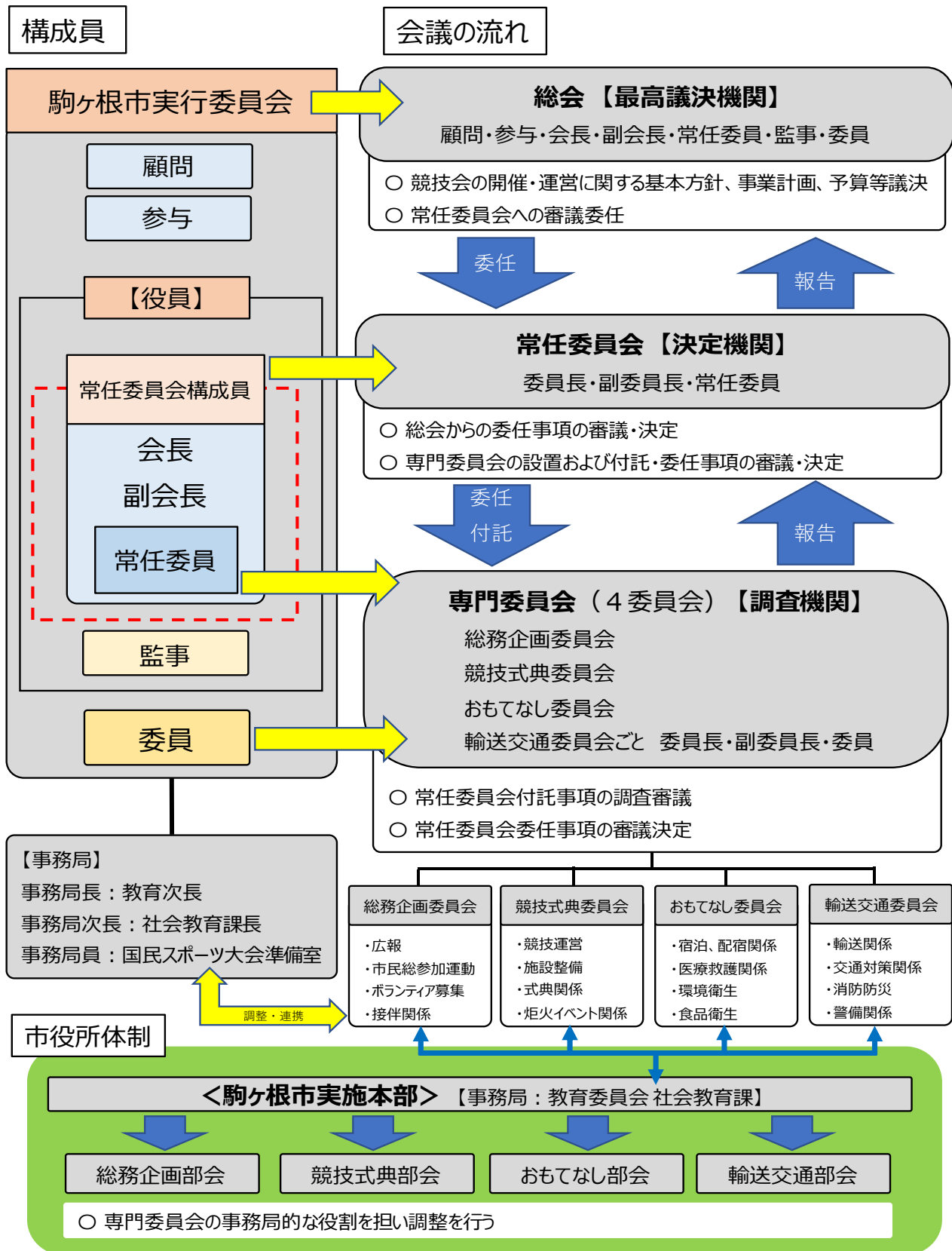
No	役職名	選出区分	役員	所属機関・団体	氏名	常任委員
1	顧問(1名)	県議会関係		長野県議会議員	佐々木 祥二	
1	参与 (28名)	市議会関係 (11名)		駒ヶ根市議会議員	宮下 稔	
2				駒ヶ根市議会議員	竹上 陽子	
3				駒ヶ根市議会議員	藤井 邦彦	
4				駒ヶ根市議会議員	池田 幸代	
5				駒ヶ根市議会議員	小原 茂幸	
6				駒ヶ根市議会議員	竹村 誉	
7				駒ヶ根市議会議員	押田 慶一	
8				駒ヶ根市議会議員	小林 敏夫	
9				駒ヶ根市議会議員	竹村 知子	
10				駒ヶ根市議会議員	福澤 美香	
11				駒ヶ根市議会議員	中山 万宝	
12		教育関係 (4名)		駒ヶ根市教育委員会 教育長職務代理者	唐澤 浩	
13				駒ヶ根市教育委員会 教育委員	木下 健一	
14				駒ヶ根市教育委員会 教育委員	山田 恵美	
15				駒ヶ根市教育委員会 教育委員	小池 文弘	
16		報道関係 (13名)		信濃毎日新聞社 伊那支社 支社長	小幡 省策	
17				長野日報社 駒ヶ根支局 局長	野村 知秀	
18				中日新聞社 飯田支局	神村 俊貴	
19				読売新聞社 長野支局 局長	北市 治史	
20				朝日新聞社 松本支局 局長	小山 裕一	
21				一般社団法人 共同通信社 長野支局 支局長	小坏 俊哉	
22				株式会社時事通信 中南信支局 支局長	唐澤 匡紀	
23				テレビ信州 南信支局 支局長	向山 孝昭	
24				信越放送 飯田放送局 局長	関 哲寛	
25				NHK 長野放送局 局長	松谷 豊	
26				長野朝日放送 南信支局 支局長	中村 啓一郎	
27				長野放送 諏訪支局 支局長	藤井 宏行	
28				エコーンティー駒ヶ岳 常務	渋谷 仁士	

会長1名、委員71名、顧問1名、参与28名 合計101名

【事務局】

事務局長	教育次長	赤羽 知道
事務局次長	社会教育課国民スポーツ大会推進調整幹	福澤 昌平
〃	社会教育課長	木下 岳士
職員	社会教育課国民スポーツ大会推進室長	平沢 勝也
〃	社会教育課国民スポーツ大会推進担当幹	小出 孝幸
〃	社会教育課国民スポーツ大会推進室主任	中島 智紀

## 第 82 回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会組織図



## 第 82 回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会会則

### 第 1 章 総 則

#### (名称)

第 1 条 本会は、第 82 回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

#### (目的)

第 2 条 実行委員会は、第 82 回国民スポーツ大会において、駒ヶ根市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第 2 章 組 織

#### (組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 駒ヶ根市を代表する者
- (2) 駒ヶ根市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第 6 条 会長は、駒ヶ根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第 8 条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長が、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第 9 条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 10 条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名したものがその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第 7 項の規定により審議決定した事項及び次条第 2 項及び第 3 項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第 8 条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前 3 項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第 8 条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第 4 章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 14 条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

#### 第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

#### 第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、

監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 7 章 解 散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、駒ヶ根市に帰属するものとする。

## 第 8 章 補 則

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この会則は令和 7 年 8 月 26 日から施行する。



駒ヶ根市教育委員会 社会教育課 国民スポーツ大会推進室  
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20-1  
TEL 0265-83-2111 内723 FAX 0265-83-2128